

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・ 地方消費税交付金	274,300 千円
内 社会保障財源化分	125,300 千円

（歳出）

- ・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

款 名称	項 名称	目 名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	そ の 他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	54,073	26,667	0	5,950	21,456
		6 障害者福祉費	885,825	659,023	63	98,244	128,495
	2 児童福祉費	6 子ども医療費	73,977	32,133	0	8,126	33,718
		7 ひとり親家庭 等医療費	29,113	13,721	0	3,199	12,193
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	33,691	1,269	360	3,537	28,525
		3 予防費	56,202	3,876	0	6,244	46,082
合 計			1,132,881	736,689	423	125,300	270,469